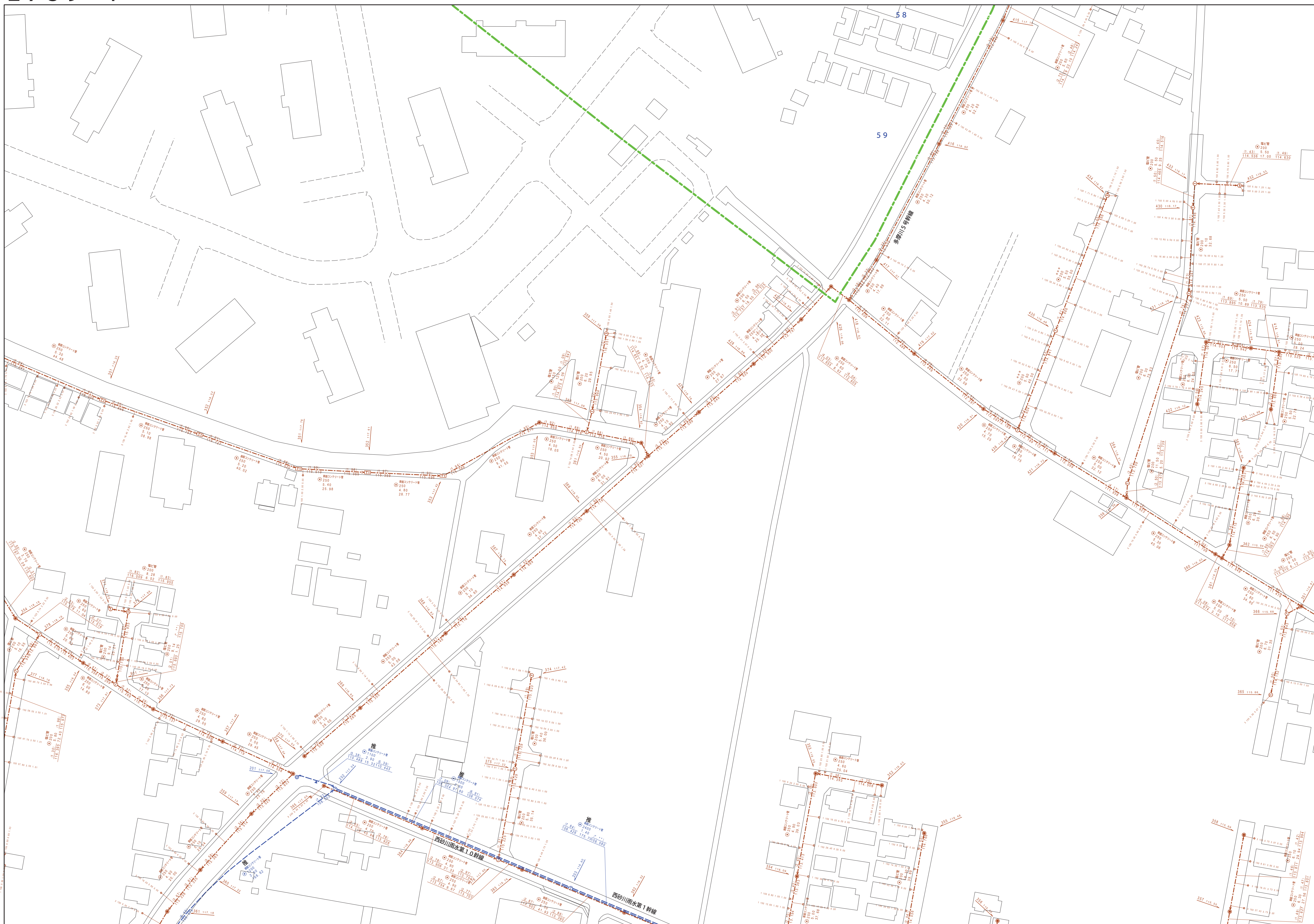


$$\underline{2739-1}$$

2 6 3 8-4	2 6 3 9-3	2 6 3 9-
2 7 3 8-2	2 7 3 9-1	2 7 3 9-
2 7 3 8-4	2 7 3 9-3	2 7 3 9-



縮尺 1 / 750

$$2739 - 1$$

	凡例	名 称	
マン ホー ル (人 孔)	●	標準 1号マンホール (内径90cm)	
	○	標準 2号マンホール (内径120cm)	
	①	標準 3号マンホール (内径150cm)	
	②	標準 4号マンホール (内径180cm)	
	[H5]	標準 5号マンホール (内径210×120cm)	
	[H7]	標準 6号マンホール (内径240×120cm)	
	[H7]	標準 7号マンホール (内径300×120cm)	
	①	組立 0号マンホール (内径75cm)	
	②	組立 1号マンホール (内径90cm)	
	③	組立 2号マンホール (内径120cm)	
	④	組立 3号マンホール (内径150cm)	
	⑤	組立 4号マンホール (内径180cm)	
	[K1]	組立 大型マンホール (内径90×60×6cm)	
	■	組立 方形マンホール	
	[T1]	特殊 特1号マンホール (内径90×60×6cm)	
	[T2]	特殊 特2号マンホール (内径120×120×6cm)	
	[E3]	特殊 特3号マンホール (内径150×120×6cm)	
	[E4]	特殊 特4号マンホール (内径180×120×6cm)	
	②	小型マンホール (内径30cm)	
	□	特殊 特殊マンホール	
	□	特殊 分叉マンホール	
	[T]	特殊 円形特殊人孔	
	[T]	特殊 矩形状特殊人孔	
	○	特殊 特殊マンホール (既設用)	
	○	欄門 欄門マンホール (内径120×90×6cm)	
	△	欄門 欄門マンホール (内径90×60×6cm)	
△	伏線マンホール (上蓋)		
変 化 点 又 は 結 合 点	□	伏線マンホール (中蓋)	
	□	伏線マンホール (下蓋)	
	△	伏線分叉マンホール (上蓋)	
	△	伏線分叉マンホール (中蓋)	
	△	伏線既設用分叉マンホール (上蓋)	
	△	伏線既設用分叉マンホール (中蓋)	
	△	伏線既設用分叉マンホール (下蓋)	
	☆	ダミー人孔	
	▽	取込口、排出口、屋外管取込等	
	▶	短縮管、ジャンプ等への流入部または流出部	
	└	私設入管上流部又は道路管理責任分界点	
	⊗	排水井	
	⊗	窰	
	⊙	点検口 (清掃口含む)	
○	下流方側調整部		
注) マンホール、変化点及び結合点の色は管と異なりとされている。			
管	→	合流管線	
	→	汚水幹線	
	→	雨水幹線 (LU型)	
	→	雨水幹線 (縦線)	
	→	合流管線	
	→	合流管線 (市町村)	
	→	汚水幹線	
	→	雨水幹線	
	→	雨水幹線 (市町村)	
	→	清流復活	
	→	雨水幹線 (幹線)	
	→	短縮管はジャンプ所からの放流線	
	渠	→	合流汚水管線
		→	汚水仮置管線
→		汚水仮置管線	
→		合流汚水管線	
→		合流汚水管線 (市町村)	
→		汚水仮置管線	
→		汚水仮置管線 (市町村)	
→		汚水仮置管線	
→		汚水仮置管線 (市町村)	
→		再生水管 (中水道)	
→		光ファイバーケーブル連絡管	
→		不明、その他	
→		仮仮入水管	
→		局外管	
井 及 び 取 付 管	→	汚水管線 (縦線)	
	→	汲みきり (縦線)	
	→	汚水管線 (幹線)	
	→	汲みきり (幹線)	
	→	汲みきり (幹線)	
	→	汲みきり (幹線)	
	→	汲みきり (幹線)	
	→	汲みきり (幹線)	
	→	汲みきり (幹線)	
	→	汲みきり (幹線)	
	→	汲みきり (幹線)	
	→	汲みきり (幹線)	
	→	汲みきり (幹線)	
	→	汲みきり (幹線)	
管 渠 断 面	□	矩形汚水溝	
	■	矩形雨水溝	
	□	円形汚水溝	
	■	円形雨水溝	
	●	取付管 (色は概と同色である)	
	●	円形	
	●	矩形	
	●	高い	
	●	汚水貯り (円形)	
	●	砂室	
	U	U字型 (U型渠)	
	+	背割り (縦断)	
	+	背割り (横断)	
	+	共同溝	
+	暗管		
☆	その他		
☆	台形		
☆	円形溝渠 (矩形)		
☆	円形溝渠 (円形)		
☆	矩形溝渠 (矩形)		
☆	矩形溝渠 (円形)		
☆	矩形溝渠 (矩形)		
☆	矩形溝渠 (円形)		
☆	横さき溝		
☆	インバート渠道		
行 政 境 域	■	郡界線	
	■	市界線	
	■	町界・丁目界	
	■	流域区域	
そ の 他	■	処理区域名	
	■	処理場	
	■	処理場区域	
	○	副都庁界 (色は管渠、人孔と同色である)	
注	○	副都庁界 (色は管渠、人孔と同色である)	
	○	特定事項	

